ISO19011 マネジメントシステム監査のための指針 概要

目次(1/2)

- 序文
- 1. 適用範囲
- 2. 引用規格
- 3. 用語及び定義
- 4. 監査の原則
- 5. 監査プログラムのマネジメント
- 5.1 一般
- 5.2 監査プログラムの目的の確立
- 5.3 監査プログラムのリスク及び機会の決定及び評価
- 5.4 監査プログラムの確立
- 5.5 監査プログラムの実施
- 5.6 監査プログラムの監視
- 5.7 監査プログラムのレビュー及び改善
- 6. 監査の実施
- 6.1 一般
- 6.2 監査の開始
- 6.3 監査活動の準備
- 6.4 監査活動の実施
- 6.5 監査報告書の作成及び配布
- 6.6 監査の完了
- 6.7 監査のフォローアップの実施

目次(2/2)

- 7. 監査員の力量及び評価
- 7.1 一般
- 7.2 監査員の力量の決定
- 7.3 監査員の評価基準の確立
- 7.4 監査員の適切な評価方法の選択
- 7.5 監査員の評価の実施
- 7.6 監査員の力量の維持及び向上
- 附属書A (参考) 監査を計画及び実施する監査員に対する追加の手引き
- 解説

7. 監査員の力量及び評価(1/3)

◆7.2 監査員の力量の決定

- 7.2.1 一般
- 監査に求められる必要な力量を決めるときは、次の事項に関係する、監査
- 員の知識及び技能を考慮することが望ましい。
- a) 被監査者の規模, 性質, 複雑さ, 製品, サービス及びプロセス
- b) 監査の方法
- c) 監査の対象となるマネジメントシステムの分野
- d) 監査の対象となるマネジメントシステムの複雑さ及びプロセス
- e) マネジメントシステムで対処するリスク及び機会の, タイプ及びレベル
- f) 監査プログラムの目的及び監査プログラムの及ぶ領域
- g) 監査目的の達成における不確かさ
- h) 該当する場合、その他の要求事項。例えば、監査依頼者又はその他の
- 関連する利害関係者によって課されるもの。

7. 監査員の力量及び評価(2/3)

- 7.2.2 個人の行動
- a) 倫理的である。
- b) 心が広い。
- c) 外交的である。
- d) 観察力がある。
- e) 知覚が鋭い。
- f) 適応性がある。
- g) 粘り強い。
- h) 決断力がある。
- i) 自立的である。
- j) 不屈の精神をもって活動できる。
- k) 改善に対して前向きである。
- 1) 文化に対して敏感である。
- m)協力的である。

7. 監査員の力量及び評価(3/3)

- 7.2.3 知識及び技能
- 7.2.3.1 一般
- a) 実施が予定されている監査の, 意図した結果を達成するのに必要な知識及び技能
- b) 監査に共通に求められる力量,並びに分野及び業種に固有の知識及び 技能のレベル
- 7.2.3.2 マネジメントシステム監査員の共通的な知識及び技能
- a) 監査の原則, プロセス及び方法
- b) マネジメントシステム規格及びその他の基準文書
- c) 組織及び組織の状況
- d) 適用される法令・規制要求事項及びその他の要求事項
- 7.2.3.3 分野及び業種に固有の監査員の力量
- a) マネジメントシステム要求事項及び原則, 並びにそれらの適用
- b) マネジメントシステム規格に関係した, 分野及び業種の基本
- c) 分野及び業種に固有の方法, 技法, プロセス, 及び慣行の適用
- d) 分野及び業種に関連した原則, 方法及び技法